

統一運動同盟暫定規約草案

第一章、名稱

第一条 統一運動同盟と稱す。

第二章、目的

第二条 本同盟は左の目的を有す。

- (一) 全国總聯合の即時實現。
- (二) 全国的單一無産階級党としての労働党の積極的支持。

第三章、構成

第三条 本同盟の構成は本同盟の目的を承認する次の成員を以てす。

- (一) 全国的團體の地方組合の代表者。
- (二) 全国的組合の地方支部の代表者。
- (三) 地方組合の代表者。
- (四) 加盟せざる組合内の数個の工場及地域集團が加盟する場合は此の工場及地域團を統一した單一代表者。
- (五) 本同盟委員会の三分の二以上の承認したる組合の有志。

第四章 組織及機關

第一节 全国的組織及機關

第四条 全国同盟は地方同盟を以て組織す。

第五条 全国大會——本同盟の最高機關にして全国委員会の必要と認めたる場合之を開催し委員長が召集す。地方同盟より代表員を選出し其の比率は、委員会に於て決定す。

第六条 全国委員会——各地方同盟より一定比率（組織員数の比例代表）により選出せしるる全国委員を以て構成し各地方同盟を全国的に統一す。

第七条 常任委員会——全国委員会の互選により若干名を以て構成し会務を処理す。

第二节 地方的組織及機關

第八条 地方同盟は第三条の各項に準ずる組織を基礎單位とす。

第九条 總會（地方大會）本。地方同盟の最高機關にして委員長之を召集す。毎年定期に開催す。但し委員会若しくは同盟員三分の二以上の要求ありたるときは臨時總會（大會）を開催するものこと。其構成は全国大會に準ず。

第十条 地方委員会——總會より總會までの最高機關にして其構成は第三条の各項に該当する地方組織單位の各團體、其数の比率を基準として總會に於て決定す。又第三条の各項に付しては總會に於て決定するものこと。

第十一条 常任委員会——地方委員会の互選により若干名を以て構成し会務を処理す。